

三原市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年8月1日

三原市長 岡田 吉弘



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
1	大和町平坂 字廻池	10253-1 10253-7 10259	107-1 107-6 107-17	山林	0.51	10年	
2	大和町平坂 字廻池	10253-11 10261 10264-2 10264-8	107-9 107-1 107-5 107-11	山林	1.41	10年	

2 縦覧場所 三原市役所経済部農林水産課

3 本公告により、三原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。